

令和7年度 大井町

幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付認定申請」のご案内

（町立幼稚園利用者用）

令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」制度が実施されており、町立幼稚園の利用者におかれましては、基本教育時間の保育料が無償となっています。

また、「保育の必要性」が認定された方は、預かり保育料についても無償化の対象となっています。

つきましては、保護者の皆様に制度の概要及び「保育の必要性」の認定を受けるための「子育てのための施設等利用給付認定申請」の手続き方法等についてご案内いたします。

1. 「幼児教育・保育の無償化」の概要（対象となる施設等）

「幼児教育・保育の無償化」の対象となる施設やサービス等は次のとおりです。

	利用施設・サービス	対 象	利用料
①	町立幼稚園	・ 3～5歳の子ども（在園児全員）	無償
②	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（幼稚部）	・ 満3歳～5歳の子ども	無償
③	私立幼稚園 （新制度未移行園）	・ 満3歳～5歳の子ども	月額25,700円まで無償
④	幼稚園の預かり保育	※「保育の必要性」の認定があること。 ・ 3～5歳の子ども ・ 住民税非課税世帯で満3歳に達した子ども	・ 3～5歳 日額450円を上限として月額11,300円まで無償 ・ 住民税非課税世帯の満3歳 最初の3月末日まで、月額16,300円まで無償
⑤	保育所 認定こども園（保育部）	・ 3～5歳児クラスの子ども ・ 住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子ども	無償
⑥	地域型保育 小規模保育事業など	・ 住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子ども	無償
⑦	認可外保育施設 事業所内保育 ベビーシッター 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	※「保育の必要性」の認定があり、 ⑤・⑥の施設に在籍していないこと。 ・ 3～5歳の子ども ・ 住民税非課税世帯の0～2歳の子ども	・ 3～5歳 月額37,000円まで無償 ・ 0～2歳 月額42,000円まで無償
⑧	就学前障害児に係る発達 支援等のサービス	・ 3～5歳の子ども	無償

※実費で徴収される費用（給食費（主食費・副食費）、教材費、行事費など）は無償化の対象外であり、引き続き保護者負担となります。

2. 町立幼稚園利用者の保育料等の取り扱いについて

(1) 幼稚園保育料（基本教育時間の保育料）

在園児全てが無償化の対象となり、「子育てのための施設等利用給付」により保育料が無償となります。

(2) 預かり保育料

在園児のうち、「保育の必要性」が認定された方のみ無償化の対象となり、「子育てのための施設等利用給付」により無償となります。

なお、「保育の必要性」の認定を受けるためには、次ページ以降に記載する「子育てのための施設等利用給付」の申請が必要となります。

ア) 無償化となる金額

日額450円を上限として月額11,300円まで無償

イ) 「保育の必要性」の認定条件について

次のいずれかの条件に該当する場合、「保育の必要性」が認定されます。

- ①就労している場合（1か月64時間以上の就労が最低要件）
- ②妊娠中や出産後間もない場合（入院中又は出産予定日の前後8週間ずつ）
- ③病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育できない場合
- ④親族の方を常に看護することが必要であり、保育できない場合
- ⑤地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合
- ⑥求職活動をしている場合（3か月間）
- ⑦就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
- ⑧その他（虐待やDVのおそれがある場合など）

ウ) 預かり保育料の計算方法・納付方法

- ①「預かり保育日数×1日あたり無償化限度額（450円）」により、月ごとの無償化の限度額を計算します。（月ごとの無償化限度額は11,300円）
- ②「預かり保育日数×預かり保育料日額単価」で月ごとの預かり保育料を計算します。
- ③上記②の金額から①の無償化限度額を差し引き、支払うべき預かり保育料を決定します。
- ④上記③で決定した預かり保育料の納付書をお送りいたしますので、役場会計室窓口または取り扱い金融機関にてお支払いください。

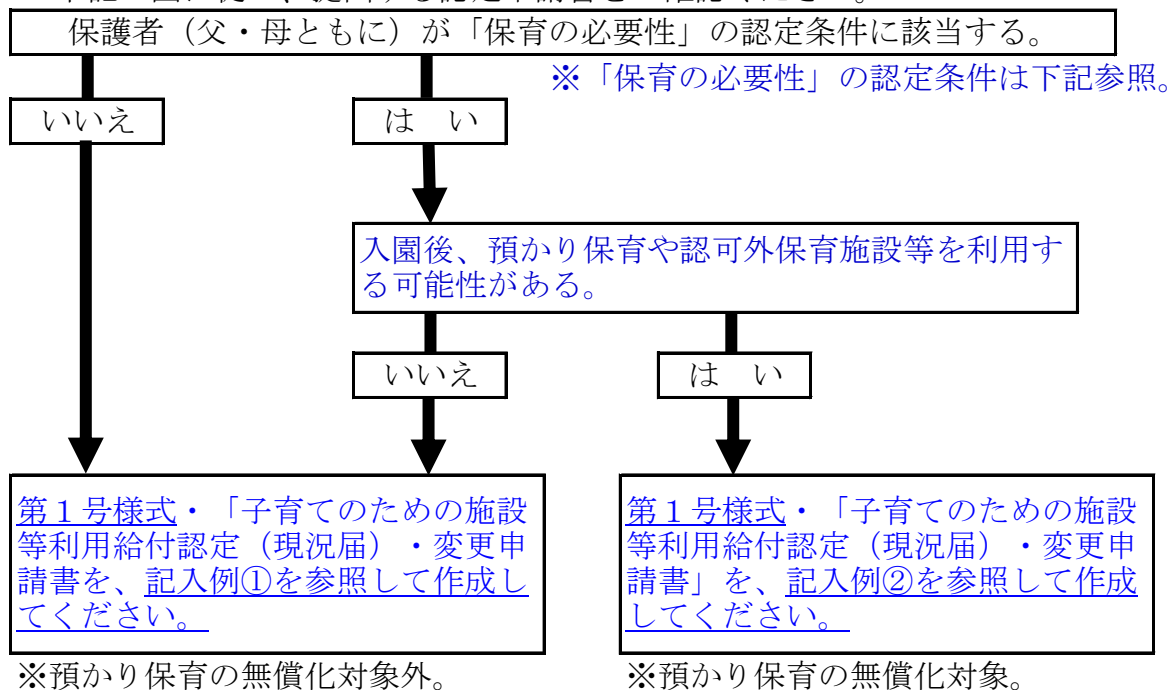
3. 「子育てのための施設等利用給付」の申請手続きについて

前ページに記載のとおり、預かり保育料が無償化となるためには、「子育てのための施設等利用給付」の申請をしていただき、「保育の必要性」の認定を受けている必要があります。

そのため、町立幼稚園利用者の皆様には、次に示す申請書と添付書類を教育総務課にご提出いただき、「保育の必要性」について確認させていただきます。（預かり保育を利用されない方にも申請書をご提出いただきます）

（１）「子育てのための施設等利用給付」認定申請書の種類について

下記の図に従い、提出する認定申請書をご確認ください。



※「保育の必要性」の認定条件

- ①就労している場合（1か月64時間以上の就労が最低要件）
- ②妊娠中や出産後間もない場合（入院中又は出産予定日の前後8週間ずつ）
- ③病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育できない場合
- ④親族の方を常に看護することが必要であり、保育できない場合
- ⑤地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合
- ⑥求職活動をしている場合（3か月間）
- ⑦就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
- ⑧その他（虐待やDVのおそれがある場合など）

（２）「子育てのための施設等利用給付」の認定区分

申請後、子どもの状況に応じて次の認定区分に認定されます。

認定区分	対 象 者
施設等利用給付1号認定	満3歳以上に達する日以後の最初の3月31日を経過した「保育の必要性なし」の子ども ※預かり保育の無償化対象外
施設等利用給付2号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した「保育の必要性あり」の子ども ※預かり保育の無償化対象
施設等利用給付3号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある「保育の必要性あり」の子どものうち、保護者及び同一世帯員が住民税非課税であるもの ※預かり保育の無償化対象

（３）「保育の必要性」の認定条件ごとの添付書類

第１号様式「子育てのための施設等利用給付認定（現況届）・変更申請書」をご提出の際、「保育の必要性あり」の認定条件に該当する方は、下記に示す「保育の必要性の認定条件」に応じた書類を添付してご提出ください。

保育の必要性 の認定条件	提出書類	備 考
就 労	・就労（予定）証明書 ※大井町の様式をご使用ください。 ※父・母両方の就労（予定）証明書を添付してください。	・就労（予定）証明書は、発行日から３ヶ月以内のものを提出してください。 ・勤務先が自営業又は事業主が親族（就労者本人を含む）に従事している場合は、就労（予定）証明書に地区民生委員の証明が必要です。 ・就労証明書の訂正は、事業主の訂正印が必要です。
妊娠・出産	・母子手帳の写し	・出産予定日とお母様の名前が記載されているページの写しが必要です。
病気・けが 障がい	・診断書又は障害者手帳の写し	・診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭保育が困難である」、「治療期間」を記入してもらってください。 ・障害者手帳をお持ちの方は、診断書の提出は不要です。
病人の看護等	・常時の看護等を必要とする方の診断書、障害者手帳	・診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭保育が困難である」、「治療機関」を記入してもらってください。 ・対象者が障害者手帳をお持ちの方は、診断書の提出は不要です。
災害の復旧	・り災証明書	
求職活動	・ハローワークカード ・雇用保険受給資格者証	・期間内に就労を開始した場合は、就労証明書を提出してください。（雇用開始日を記載してもらうこと）
就 学	・在学証明書、就学時間のわかる書類	・在学証明書は、各学校の様式で提出してください。 ・カリキュラムなどがわかる資料を提出してください。

※必ず「保育の必要性」の条件に応じた添付書類を添付して申請してください。

（添付書類の準備に時間がかかる場合は、教育総務課へご相談ください。）

※申請書提出後、「保育の必要性」の条件に変動があった場合や、家族状況に変更（結婚、離婚、家族構成の変更、住所変更など）があった場合は、速やかに教育総務課までご連絡ください。

4. 町立幼稚園のほか認可外保育施設等を利用している場合

令和元年10月より、町立幼稚園の利用者で、認可外保育施設等も利用している方につきましては、「保育の必要性」が認定された場合、「預かり保育の無償化上限額」から「預かり保育の無償化給付額を差し引いた額」の範囲で認可外保育施設等の保育料も無償化の対象となります。

なお、「保育の必要性」の認定を受けるためには、3～4ページにある「子育てのための施設等利用給付」の申請をしていただく必要があります。

(1) 対象となる子ども

町立幼稚園の在園児で、「保育の必要性」が認定された子ども

(2) 無償化となる金額

「預かり保育の無償化上限額」（日額450円を上限として月額11,300円まで）から、「預かり保育の無償化給付額」を差し引いた金額

(3) 注意事項

- ・無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでもどおり保護者の負担となります。

5. 町立幼稚園のほか就学前障害児の発達支援サービス等を利用している場合

令和元年10月より、就学前障害児の発達支援サービス等を利用している方につきましては、町立幼稚園の保育料の無償化に加え、これらのサービスに係る利用者負担も無償化となります（新たな手続き等は必要ありません）。

なお、利用者負担以外の費用（医療費や食費等、実費で負担しているもの）は引き続き負担していただきます。

※詳細は、利用しているサービス等の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先

〒258-8501

神奈川県足柄上郡大井町金子1995

大井町教育委員会 教育総務課

TEL：0465-85-5015